

田野畑村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

田野畑村

令和4年6月30日改正

1 促進計画の区域

別紙の地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 明戸地域（明戸集落）

(1) 現況

本地域は、山間地に囲まれた比較的傾斜の少ない地域であり、かつ、水資源に恵まれており、村内でも良質な米を生産している。今後も農業振興を図るためには、農用地及び農業用排水路並びに農道等の適切な保管理体制を構築することが重要であるが、高齢化の進行に伴う高齢農家の負担が増大傾向にあることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 田野畑地域（田野畑集落）

(1) 現況

本地域は、水田を中心とする1/20度以上の急傾斜用地となっており、平場地域と比較して生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、今後も農業振興を図るためには、多様な担い手の確保や、農業の継続困難となった農地の管理体制の整備を通じた集約的かつ持続可能な体制整備を図ることにより、集積対象者を核とした農業生産活動の体制整備を図る必要があるが、高齢化の進行に伴う高齢農家の負担が増大傾向にあることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 長根・日蔭地域（田代集落）

(1) 現況

本地域は、草地を中心とする地域であるが、これまで農用地の適切な管理と地力向上を図るため、畜舎の環境整備や農道の補修等を共同取組として継続実施し、多面的機能を増進する活動として粗放的畜産と体験学習の受け入れを継続実施してきた。しかし、傾斜15度から16度の急傾斜農用地が存在し、平場地域と比較して生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 三沢・子木屋敷地域

(1) 現況

本地域は、草地及び山林で構成され、これまで農用地の適切な管理を図るため、多面的機能を増進する活動として粗放的畜産及び中・高・大学生等の体験学習の受け入れ等を実施してきた。しかし、本地域は、2.4ha余りの急傾斜地（17度）と、1.9ha余りの緩傾斜地（9度）が存在し、平場地域と比較して生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|---------------|------------------|
| ① | 明戸地域（明戸集落） | 法第3条第3項第1号に掲げる事業 |
| ② | 田野畑地域（田野畑集落） | 法第3条第3項第2号に掲げる事業 |
| ③ | 長根・日蔭地域（田代集落） | 法第3条第3項第2号に掲げる事業 |
| ④ | 三沢・子木屋敷地域 | 法第3条第3項第2号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

田野畑村全域（山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地（傾斜度が田で、1/100以上、1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上、15度未満）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(2) 集落協定の共通事項

協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として村長が認定する者とは、次の要件全てに該当する者とする。

ア 年間農業従事日数が150日以上の中核的農業従事者を有している経営体

イ 田野畑村の平均経営規模（1.3ha）以上の経営体

ウ 農業所得が60万円以上の経営体

